

マイナンバー制度について



平成29年10月20日
内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

法律成立までの経緯

2010年2月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年11月 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。

2011年1月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

2013年3月1日 自公民による修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。

マイナンバー制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**
◎**個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。**

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

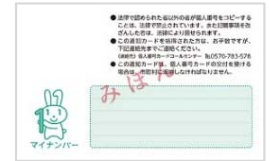
マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を通知。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号**利用事務**）の手続において利用される。
また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、行政機関等の相互連携による手続の簡素化を予定。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁じられている。
- 4 法人には13桁の法人番号が通知。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード（個人番号カード）

- ・ マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ・ マイナンバーの確認と身元（実存）の確認を同時に行うことが可能。
- ・ 電子的に個人を認証する機能（ICチップ）を搭載しており、これを様々な用途に利用することが可能。



III マイナポータル

- ・ マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ・ 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供予定。

マイナンバー制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。

マイナンバーカード

- 市町村長は、顔写真付きのマイナンバーカードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第29条）。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイナポータル）の提供（附則第6条第3項）、特定個人情報保護評価の実施（第28条）、個人情報保護委員会による監督等（第33条～第35条）、罰則の強化（第48条～第57条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第39条）。法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

税分野

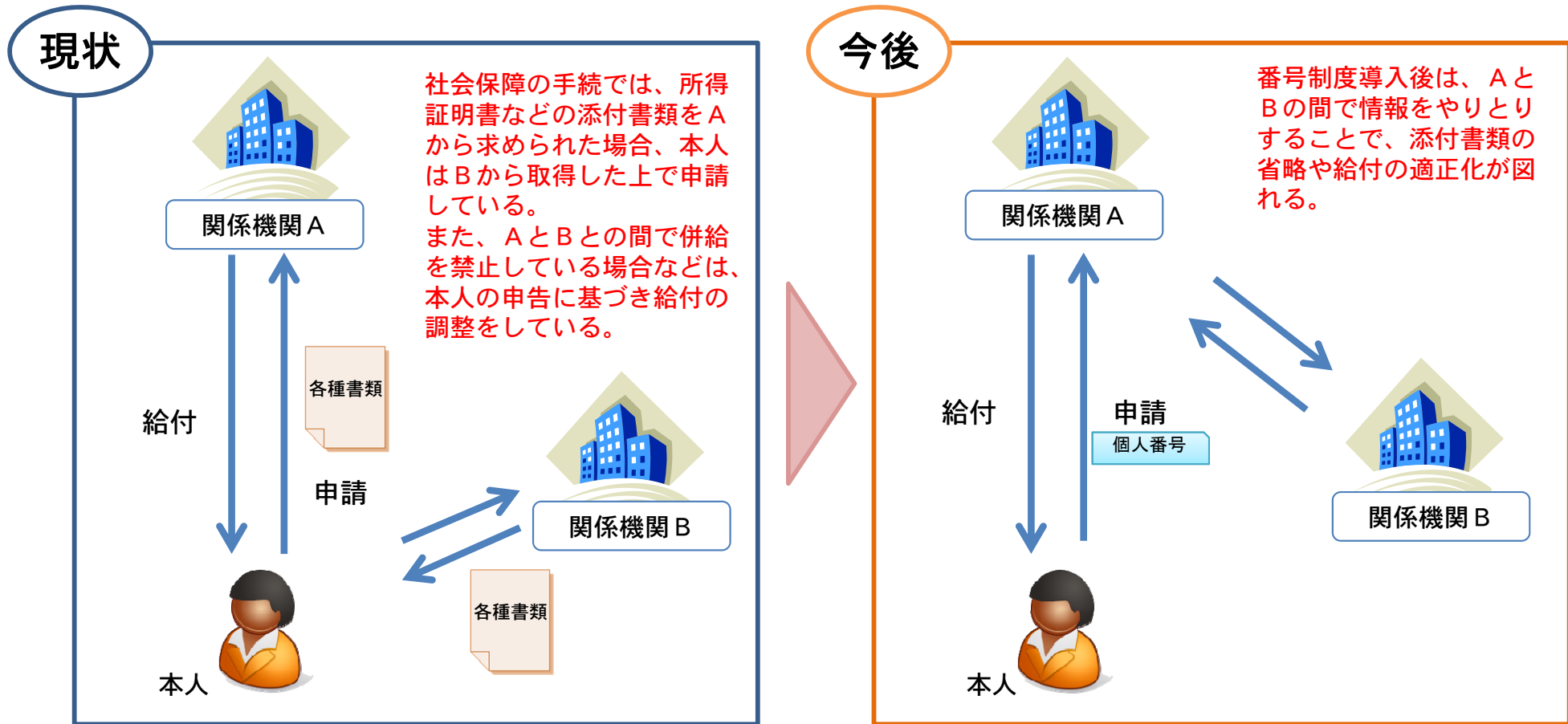
⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

社会保障分野における番号の利用例



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

マイナンバー制度の情報連携（本格運用）に伴い省略可能な書類の例

（未定稿）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	障害者手帳※2	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票		
		生活保護受給証明書			課税証明書		
		児童扶養手当証書	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票		
		特別児童扶養手当証書			課税証明書		
		課税証明書※1			生活保護受給証明書		
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票		
		住民票※1			課税証明書		
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	障害者手帳※2	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	生活保護受給証明書		
		生活保護受給証明書			障害者手帳※2		
		雇用保険受給資格者証			住民票		
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票	被保険者証交付の申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書		
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	住民票			保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	生活保護受給証明書
		課税証明書					生活保護受給証明書
		障害者手帳※2					特別児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	特別児童扶養手当証書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	医療保険被保険者証※3		
		課税証明書			住民票		
		生活保護受給証明書			課税証明書		
生活保護の申請(生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	児童扶養手当証書			住民票	都道府県・市町村	課税証明書
		特別児童扶養手当証書	課税証明書				
		課税証明書	障害者手帳※2				
		雇用保険受給資格者証	生活保護受給証明書				

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 住所や氏名の変更の届出が行われていない場合等、提示が必要となる場合があります(当面の取扱いについては検討中)。

※3 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き被保険者証が必要になります。

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報が漏えいするのではないか？個人情報が悪用されるのではないか？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報
社会への対応

諸外国の問題点
を踏まえた制度

広報による番号
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を
踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第29条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第27条、第28条）
- 個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第33条～第35条）
- 個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第37条）
- 罰則の強化（番号法第48条～第57条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイナポータルで確認（番号法附則第6条第3項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
- アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）

等

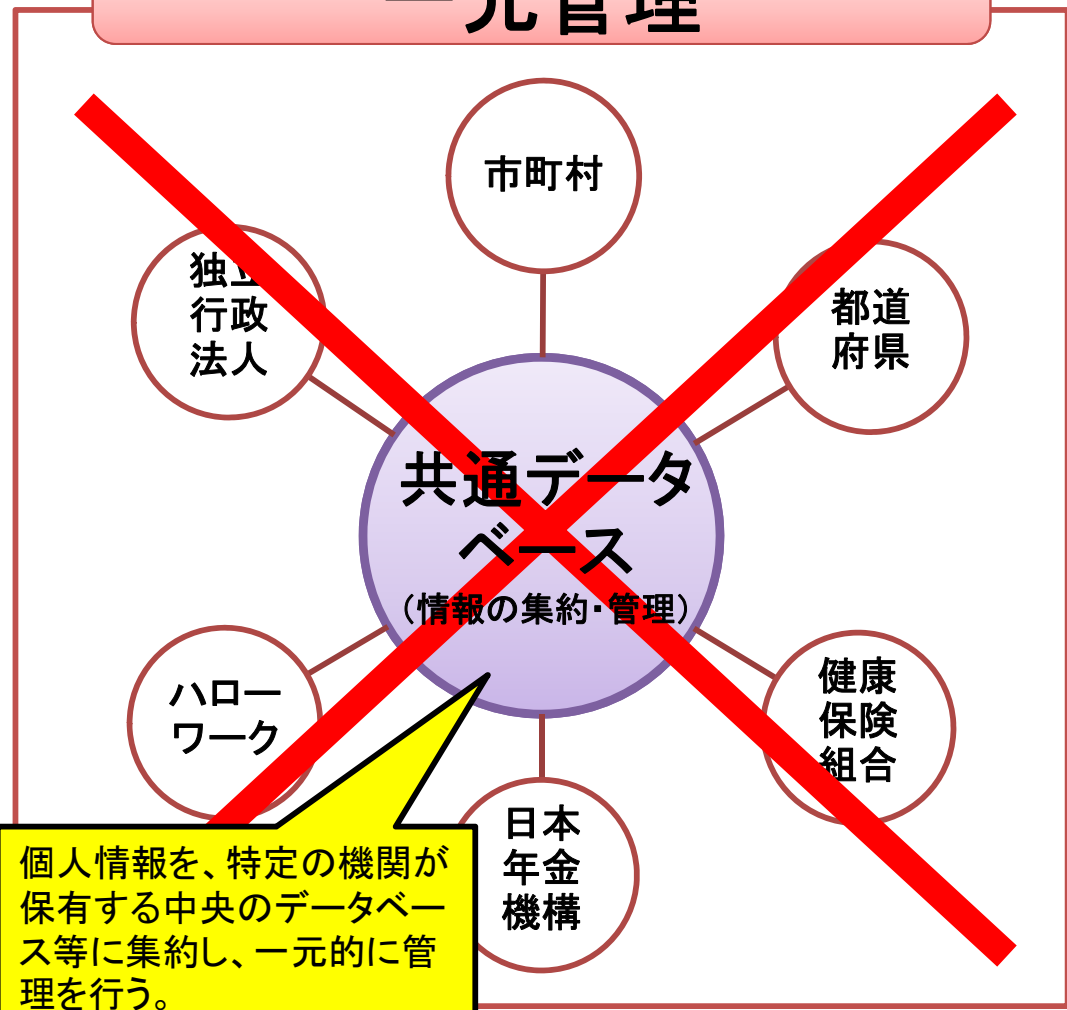
住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

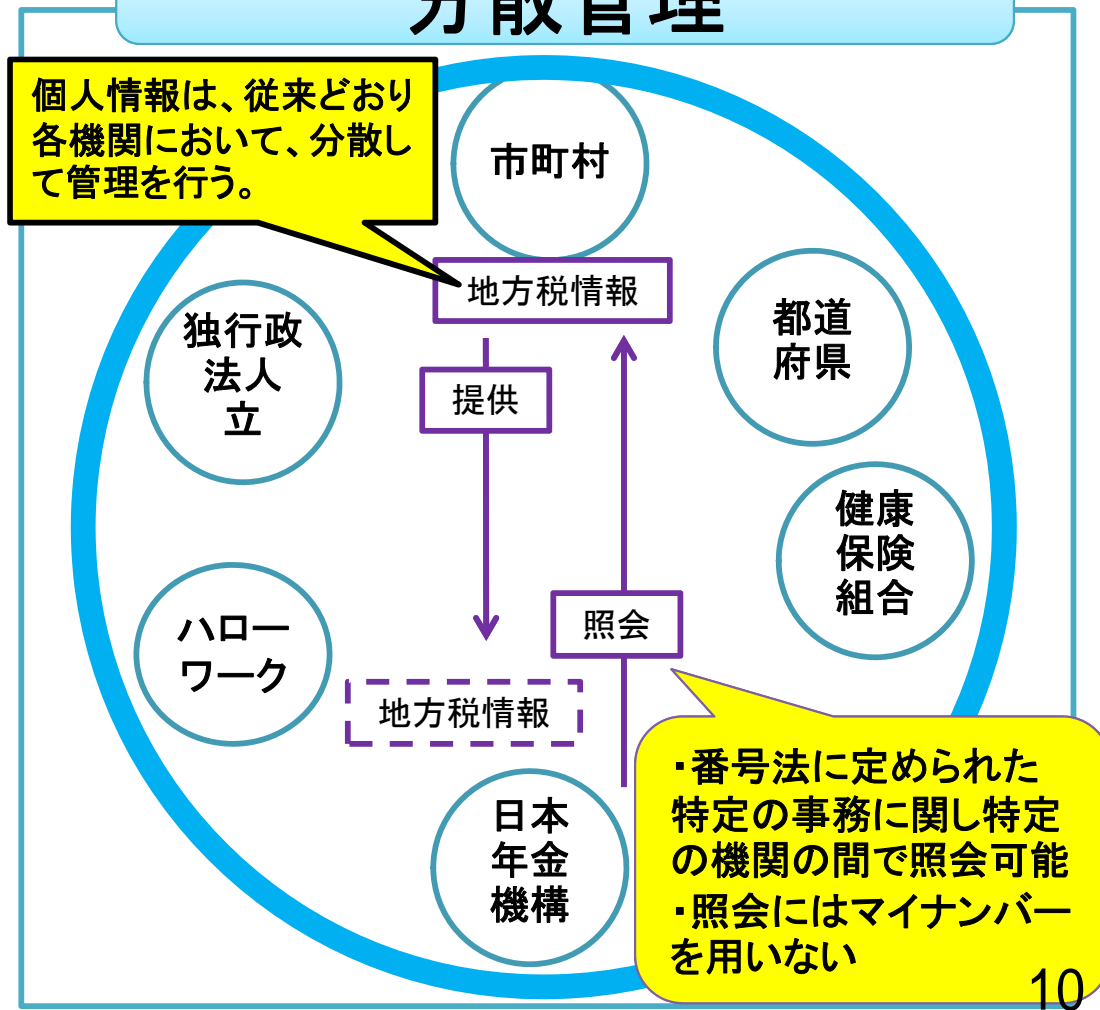
個人情報の管理の方法について

- ✕ 番号制度の導入により、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、これを閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

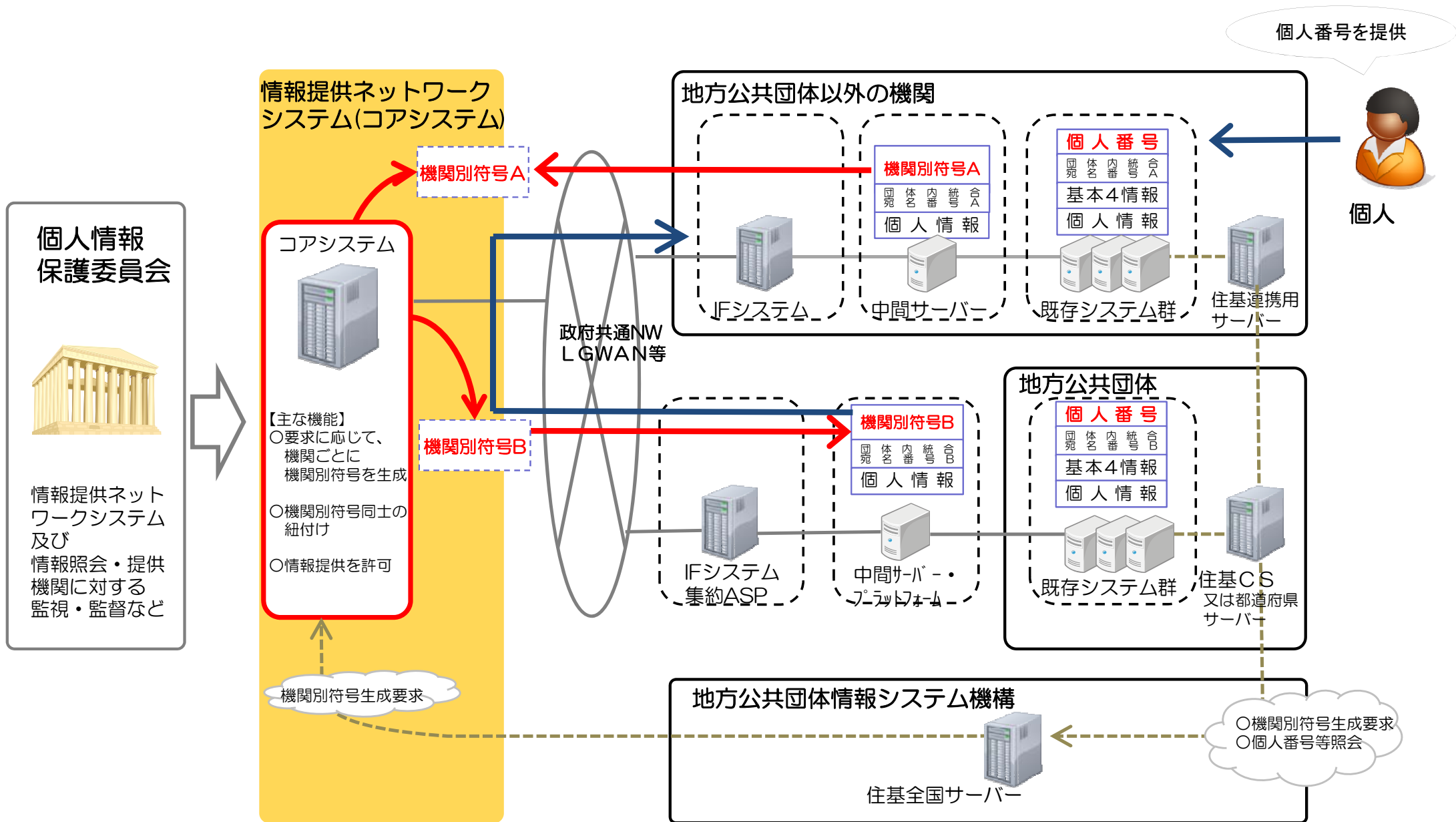
一元管理



分散管理



マイナンバー制度における情報連携のシステム概要



マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

個人情報保護委員会

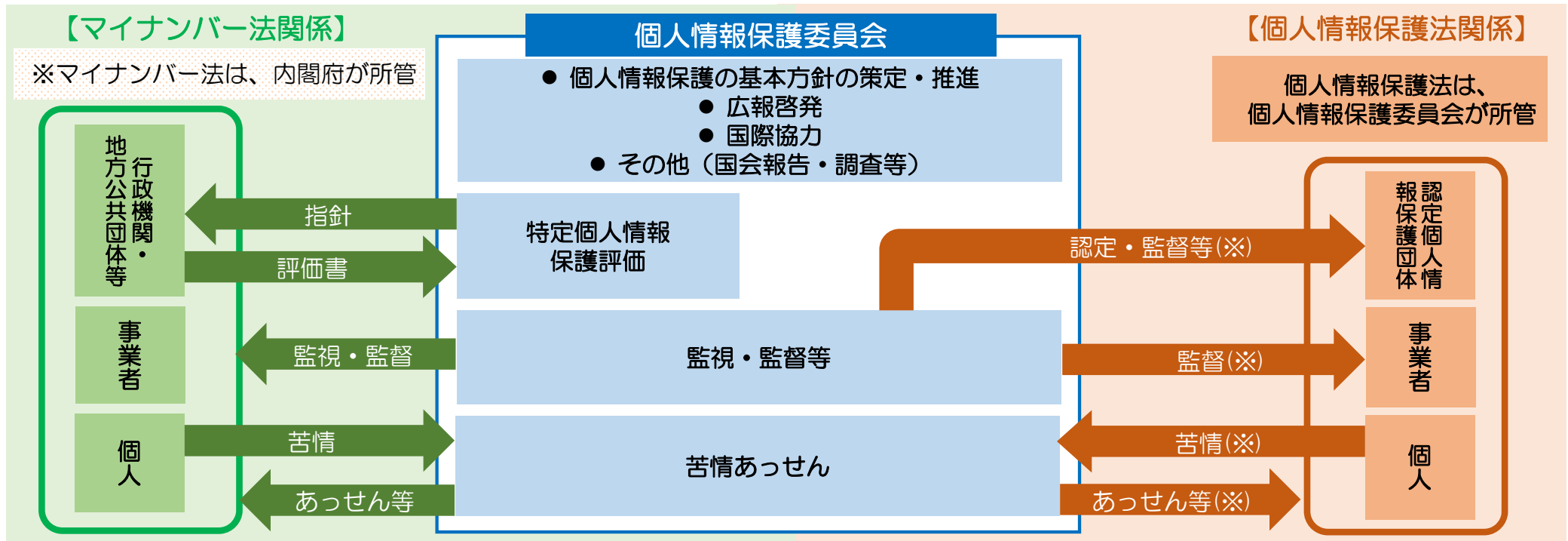
※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

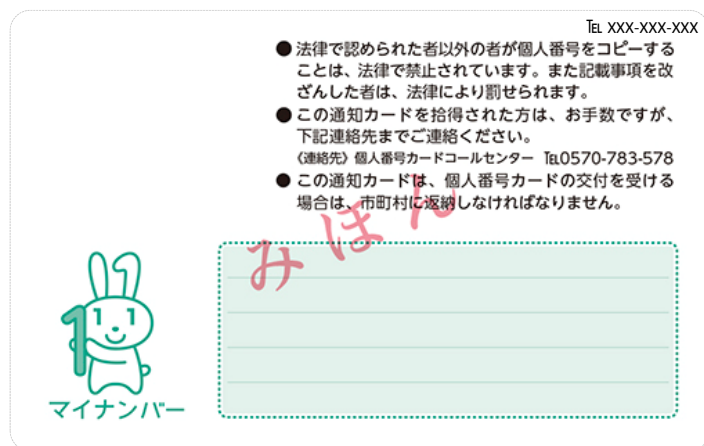
組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）



(※) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布（平成27年9月）から2年以内）から開始。

通知カード



- 紙のカード（写真なし）、個人番号カードを受け取るときには市町村に返還
- 有効期限はなし
- 番号の確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- 一般の身分証明書としては使用できない

マイナンバーカード(個人番号カード)



- プラスチック製のカード（写真付き）
- 初回交付は無料（再発行は原則有料）
- 有効期限は10年（20歳未満は5年）
- 番号の確認と身元の確認が1枚で可能
- 一般の身分証明書として使用可（表面）
- ICチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）

マイナンバーカードのセキュリティー

- 個人番号カードには、プライバシー性の高い情報は入らない



マイナンバーカード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。



マイナンバーカード(ICチップ)に、**プライバシー性の高い個人情報は記録されない。**

- マイナンバーカード(ICチップ)に記録されるのは、
①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、
③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報**は記録されない。

万一、紛失・盗難にあった場合には、
24時間365日コールセンターで対応します。

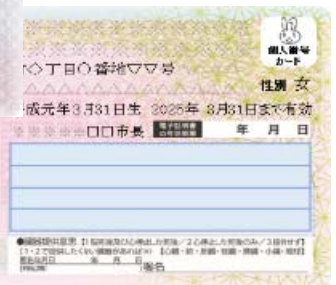


(裏面)
(表面)



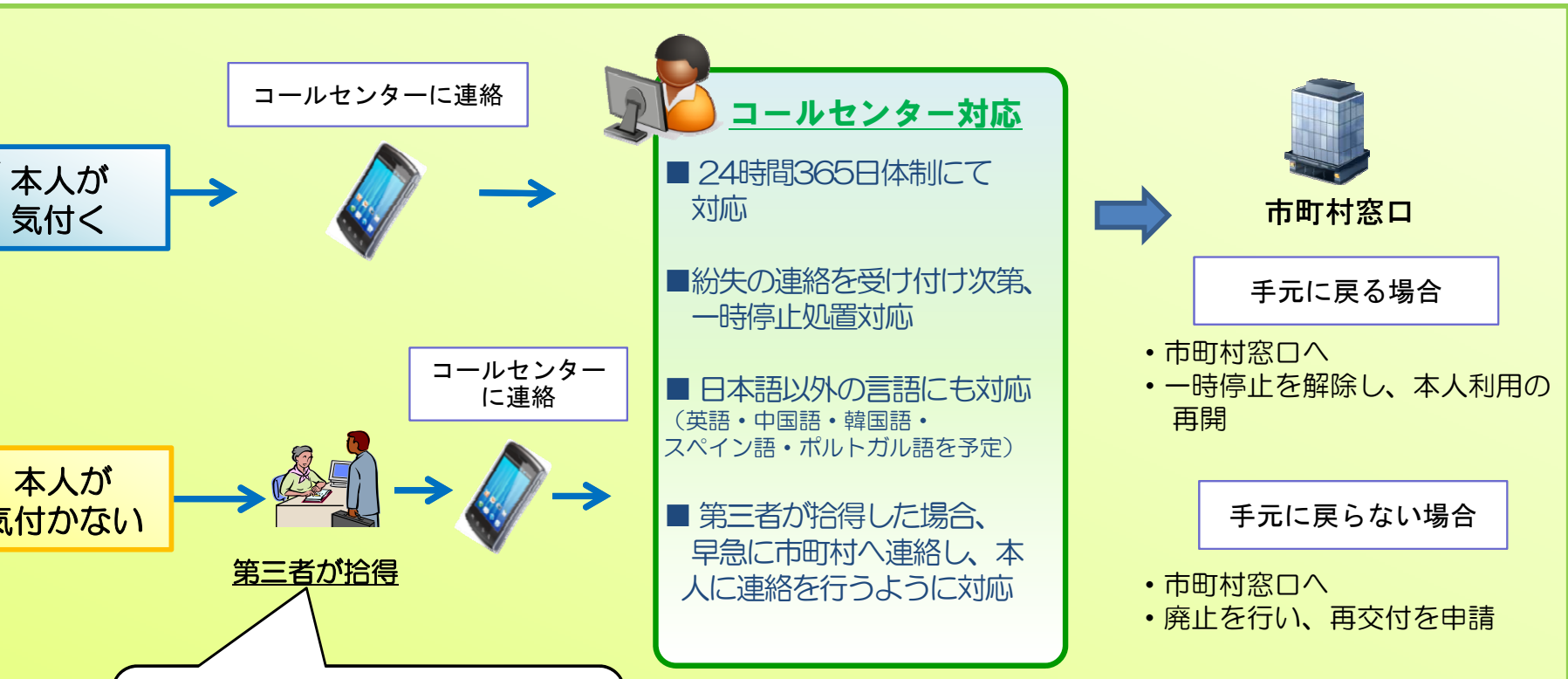
012345678901234

マイナンバーカードの
様式

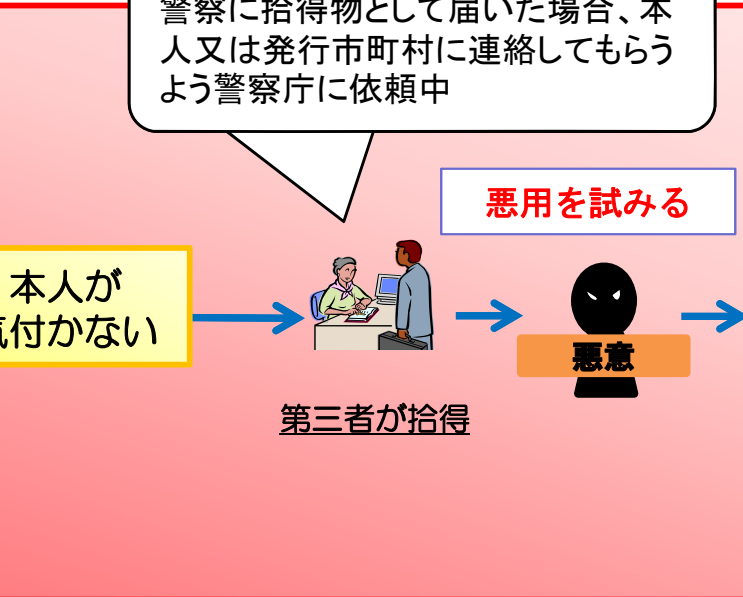


マイナンバーカード紛失時

カードの紛失



警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼中



セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されない

アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

- × 入力1回目
- × 入力2回目
- × 入力3回目

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

ICチップを取り出す → 情報を盗み取る

※タンパー(tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたづらする」「勝手に変える」の意

マイナポータルとは

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- マイナポータルについて、平成29年1月16日よりアカウント設定や国税庁のe-Taxとの認証連携等を開始いたしました。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

- ・ログイン前画面はこちら ⇒ <https://myna.go.jp>
- ・概要はこちら ⇒ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>

<利用のために必要なもの>

- ・パソコン
- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダー

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができますようになります。



民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）が可能となります。

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

(参考) マイナンバー違憲訴訟の概要

1 原告と被告

- ・ 原告：マイナンバーの通知を受けた個人
- ・ 被告：国

2 係属裁判所：8裁判所

東京地方裁判所、横浜地方裁判所、新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所
金沢地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所

3 請求の趣旨

- ・ 原告らのマイナンバーを収集、保存、利用及び提供してはならない。
- ・ 原告らのマイナンバーを削除せよ。

4 請求原因

- ・ マイナンバー制度は、原告らのプライバシー等を侵害する危険性が極めて高いので、その危険性を除去・予防するために、マイナンバーの収集、保存、利用及び提供を差し止めるしかない。
- ・ プライバシー権侵害の原状回復として、マイナンバーの削除が必要。

5 国の反論の概要

- ・ マイナンバー制度に基づく個人番号の収集等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとは認められず、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではない。
- ・ 原告らに係る個人番号の収集等は、番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の規定に基づいて適法に行われるものであるから、いずれの請求にも理由がないと主張。

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の法改正によるもの
 ★:マイナンバー法の改正が必要なもの

